

第47号（令和2年9月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[規則]

- △ **横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】** 3

[告示]

- △ 公印の改刻及び廃止【総務局行政・情報マネジメント課】 6
- △ 令和2年度横浜市一般会計補正予算（第3号）ほか4件の要領公表【財政局財政課】 7
- △ 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の公表【財政局財政課】 8
- △ 令和元年度決算に基づく資金不足比率の公表【財政局財政課】 9
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 10
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 11
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 12
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 13
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】 14
- △ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 15
- △ 横浜市港湾施設条例施行規則第17条第1項第3号及び横浜市入港料条例施行規則第6条第1項第3号の規定に基づく使用料等の減免事由及び減免額の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 16

[公告]

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】 17
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 19
- △ 同 【経済局商業振興課】 21
- △ 同 【経済局商業振興課】 22
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の一部解除【環境創造局水・土壌環境課】 24
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 25
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 26
- △ 横浜国際港都建設計画区域区分等の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】 27
- △ 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 28
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 29
- △ 同 【建築局調整区域課】 30
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 31
- △ 同 【建築局建築指導課】 32
- △ 同 【建築局建築指導課】 33
- △ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】 34

[区告示]

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】 35

△ 同	【金沢区地域振興課】	36
△ 同	【戸塚区地域振興課】	37
△ 同	【栄区地域振興課】	38
【その他】		
△	地方公務員災害補償基金横浜市支部業務規程の一部改正【総務局職員健康課】	39
	【正誤】	40

規則

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第68号

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

横浜市建築基準法施行細則（昭和38年2月横浜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第2号ウ及び第3号中「第1第1項第2号ロ(2)」を「第1第1項第3号ロ(2)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準）

第20条の3 条例第16条第2項ただし書の規則で定める基準は、警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を定める件（令和2年国土交通省告示第250号）に定める基準（同告示第1第4号及び第5号を除く。）とする。この場合において、同告示第1中「建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する建築物の部分」とあるのは「条例第16条第2項本文に規定するその他の部分」と、「特定用途部分に接する部分」とあるのは「同項本文に規定するその部分（以下「特定用途部分に接する部分」という。）」とする。

別表第1(14)の項中「第1第1項第2号ロ(2)」を「第1第1項第3号ロ(2)」に、
「

条例第16条第2項（条例第23条の4第2項及び条例第49条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別
		防火区画の位置及び面積
		政令第112条第18項本文に規定する区画に用いる壁の構造
		風道の配置
		政令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
	給水管、配電管その他の管と政令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別	
	2面以上の断面図	政令第112条第20項に規定する準耐火

		火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
		給水管、配電管その他の管と政令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法

を「

<p>条例第16条第2項（条例第23条の4第2項及び条例第49条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物</p>	各階平面図	防火設備の位置及び種別
		防火区画の位置及び面積
		政令第112条第18項本文に規定する区画に用いる壁の構造
		風道の配置
	2面以上の断面図	政令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
		給水管、配電管その他の管と政令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法
	<p>条例第16条第2項ただし書（条例第23条の4第2項及び条例第49条第2項において準用する場合を含む。以</p>	<p>条例第16条第2項ただし書に規定する場合に該当することを確認するために必要な事項</p>

	下同じ。)の 規定が適用さ れる建築物		
--	---------------------------	--	--

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。